

みよし市鳥獣被害防止事業補助金の案内

みよし市の農地を持っている農家の方を対象に、
鳥獣被害防止対策について資材購入の補助を行います。

手 順

- ①購入する予定の資材の見積書を取ります。
- ②産業振興課への補助金交付申請書等を提出します。

《必要な書類》

- ・ 交付申請書
- ・ 設置場所の位置図
- ・ ①の見積書
- ・ (農業者団体のうち、共同で設置する場合) 構成員名簿

- ③産業振興課へ事業実績報告書等を提出します。

《必要な書類》

- ・ 実績報告書
- ・ 設置後の写真
- ・ 請求書
- ・ 購入資材の内訳がわかる納品書等の写し
- ・ 購入資材の領収書等の写し

- ④書類を審査し、内容に不備が無ければ補助金を指定の口座に振り込みます。

対 象

《対象者》

- ・ みよし市内で農業を営む方
- ・ 農業者の組織団体 (3戸以上の集まり、農地所有適格法人及び認定農業者)

《対象物》

- ・ 令和7 (2025) 年4月1日以降に購入したもの
- ・ 市内の農業振興地域の農地に設置するもの
- ・ 鳥獣類による農地への侵入を防止するために設置する資材 (裏面のとお)

《補助額》

補助対象経費の2分の1 (算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) ※上限額は5万円 (農業者団体は15万円)

《償却期間》

鳥獣被害防止施設の種類によって異なります (裏面のとお)

詳細は裏面へ

鳥獣被害防止施設の種類		償却期間
獣類侵入防止柵	電気柵	8年間
	ワイヤーメッシュ柵	14年間
	上記以外のもの	5年間
鳥侵入防止網	鳥侵入防止網	5年間
	追い払い資材（カイト、反射シート等簡易なものに限り、音、光を用いて威嚇するものを除く。）	2年間

《申請期間》

令和7（2025）年4月1日から
令和8（2026）年3月31日まで
※先着順、予算がなくなり次第終了

《問い合わせ先》

みよし市市民経済部産業振興課
（市役所4階）

TEL 0561-32-8015

FAX 0561-34-4189

